除く。）のうち離島振興法第 2 条に基づき指定された離島振興対策実施地域において、平成 26 年度以降に地震津波対策として行われる道路の整備に係る公共事業のうち、特に離島の防災機能強化に資する事業に係るものの額に相当する額

AI_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.003
　　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.003

AI_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.002
　　イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.001

AI_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0012
　　イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0012

三　港湾費　港湾における外郭施設の延長　算式

$$\frac{B \times 0.3 + \sum_{n=12}^{28} (C_n \times D_n)}{6{,}180\text{円} \times A}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　国庫の補助金を受けて施行した港湾事業に係る経費又は国若しくは都道府県が行うこれらの事業（単独事業を除く。）に係る法令に基づく負担金に充てるため平成 11 年度以前において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 62 年度まで及び平成 2 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 55 年度までの各年度、平成 10 年度及び平成 11 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 50 年度補正予算債、昭和 51 年度補正予算債、昭和 52 年度補正予算債、昭和 53 年度補正予算債、昭和 61 年度補正予算債、昭和 62 年度補正予算債、平成 4 年度補正予算債、平成 5 年度補正予算債、

除く。）のうち離島振興法第 2 条に基づき指定された離島振興対策実施地域において、平成 26 年度以降に地震津波対策として行われる道路の整備に係る公共事業のうち、特に離島の防災機能強化に資する事業に係るものの額に相当する額

AI_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.003
　　イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.003

AI_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.002
　　イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.001

三　港湾費　港湾における外郭施設の延長　算式

$$\frac{B \times 0.3 + \sum_{n=12}^{27} (C_n \times D_n)}{6{,}300\text{円} \times A}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　国庫の補助金を受けて施行した港湾事業に係る経費又は国若しくは都道府県が行うこれらの事業（単独事業を除く。）に係る法令に基づく負担金に充てるため平成 11 年度以前において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 62 年度まで及び平成 2 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 55 年度までの各年度、平成 10 年度及び平成 11 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 50 年度補正予算債、昭和 51 年度補正予算債、昭和 52 年度補正予算債、昭和 53 年度補正予算債、昭和 61 年度補正予算債、昭和 62 年度補正予算債、平成 4 年度補正予算債、平成 5 年度補正予算債、